主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小林直人、伊能幹一、猪俣浩三、杉田伊三郎の上告理由第二点について。

原判決が本件仮処分の必要性につき示した判断は正当であつて、所論はとることができない。

よつてその余の論点につき判断するまでもなく、本件上告は棄却すべきものとし、 民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決す る。

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官